

添付書類一覧表（マイナンバーあり）

- ①マイナンバーを「被扶養者異動届」に記載、または「被扶養者異動届」と「個人番号（マイナンバー）届」を同時にご提出いただく場合に、この一覧表をご確認ください。被扶養者異動届と一緒に、下記一覧表より該当する添付書類のご提出が必要です。
- ②「被扶養者異動届」にマイナンバーが未記載、及び「個人番号（マイナンバー）届」が後日のご提出となる場合は、【添付書類一覧表（マイナンバーなし）】をご確認ください。
- ③A～Eのうち、該当するところをすべてご確認いただき、対象の添付書類をご用意ください。（※項目に該当しない場合は添付不要です）
- ④添付書類はすべてコピーでご提出いただけます

被扶養者の状況		必要な添付書類（マイナンバーあり）
被扶養者全員（ただし、大学生以下の子は不要） ※「大学生以下」とは、夜間・通信制を除く、大学生、専門学生、短大生、高校生、中学生、小学生、未就学児を指します		被扶養者現況表
別居の場合		送金証明2ヶ月分＋対象者と同居する家族のうち18歳以上（大学生、専門学生、短大生を除く）の方の所得証明書＋別居先の住民票 ※別冊「被扶養者の手続き」をご確認ください
自営業・個人事業主・不動産・配当所得等（給与・年金以外の収入がある場合）		直近2年分の確定申告書および青色申告決算書（損益計算書）の写し ※別冊「被扶養者の手続き」をご確認ください
自営業を廃業した場合		廃業届の写し または 直近の確定申告書 ＋ 被扶養者申請にかかる申立書（自営業者用）
公務員等で雇用保険の適用がない場合		辞令
同居により扶養を開始した場合		同居確認できる世帯全員の住民票
特別養護老人ホーム等の施設に入所の場合		入所に必要な費用を被保険者が負担していることが確認できる書類（被保険者宛の請求書、領収書等）
外国籍の方で入国して間もないため、所得証明書が発行されない場合		在留カードまたは住民票（在留資格記載）
被保険者と苗字が異なる方		被保険者との続柄が確認出来る書類（戸籍謄本や住民票等）
海外へ居住している （例外要件に該当している） ※非該当の場合は認定不可	①外国において留学をする学生	ビザの写しまたは学生証の写し等 ※日本語以外の場合は和訳を添付
	②外国に赴任する被保険者に同行する者	ビザの写しまたは海外赴任辞令の写し等 ※日本語以外の場合は和訳を添付
	③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航する者	ビザの写しまたはボランティア派遣期間の証明等 ※日本語以外の場合は和訳を添付
	④被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生証明または婚姻証明等の写し ※日本語以外の場合は和訳を添付
	⑤①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※TJKIにて個別に判断

被扶養者の状況		必要な添付書類（マイナンバーあり）
被保険者（本人）が「休業中（産休・育休含む）」、または月收入が「15万円未満」である場合		配偶者の所得確認書類（源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書の写し等） ※配偶者がいない場合には住民票（世帯全員）
被保険者（本人）の収入が配偶者の収入を上回った（退職した）ことによる扶養者の変更		配偶者の所得確認書類（源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書の写し等） または、退職確認書類（離職票1.2、退職派遣登録抹消証明書等）
配偶者の連れ子		住民票＋配偶者の収入確認書類

被扶養者の状況		必要な添付書類（マイナンバーあり）
父または母の申請時、もう一方が健在の場合 ※父母の一方が別居していて生計関係がない場合は添付不要		扶養申請しない父または母の所得証明書
父または母の退職により、扶養されていた父または母のみを申請する場合		扶養申請しない父または母の退職確認書類（離職票1.2、退職派遣登録抹消証明書等）

被扶養者の状況		必要な添付書類（マイナンバーあり）
対象者の父母が健在の場合 ※対象者と別居している場合は添付不要		父母の所得証明書
対象者の配偶者が健在の場合 ※対象者と別居している場合は添付不要		配偶者の所得証明書
対象者を扶養していた家族の退職により、扶養者が変更となり申請する場合		変更前の家族の退職確認書類（離職票1.2、退職派遣登録抹消証明書等）

被扶養者の状況		必要な添付書類（マイナンバーあり）
内縁の妻		世帯が一緒の住民票＋夫婦それぞれの戸籍謄本 ※住民票の続柄が「未届の妻」「未届の夫」の場合、戸籍謄本は不要
対象者が、配偶者、父、母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫以外の場合		同居確認できる世帯全員の住民票（続柄記載されているもの）